

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 2 3 日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官 合 田 由紀子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 2 7 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 1 4 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 2 3 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
4, 5	1,110,000 888,000	一括	222,000	20,579	0
4	480,000				
5	630,000				
備考	売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により 執行裁判所が職権で変更したものである。				



物 件 目 録

- 4 所 在 今治市桜井団地一丁目
地 番 2 4 番 8
地 目 宅地
地 積 1 9 4 . 1 6 平方メートル
- 5 所 在 今治市桜井団地一丁目 2 4 番地 8
家屋 番号 2 4 番 8
種 類 店舗・居宅
構 造 木造スレート葺平家建
床 面 積 1 0 9 . 0 9 平方メートル
(現況)
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺・一部陸屋根平家建



物 件 明 細 書

令和 8 年 1 月 5 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 上 松 雄 喜

1 不動産の表示

【物件番号 4, 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4, 5】

本件所有者が占有している。

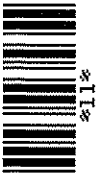
5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 4】

北東側隣地（地番 2 4 番 1）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 4 所 在 今治市桜井団地一丁目
地 番 24 番 8
地 目 宅地
地 積 194.16 平方メートル
- 5 所 在 今治市桜井団地一丁目 24 番地 8
家屋 番号 24 番 8
種 類 店舗・居宅
構 造 木造スレート葺平家建
床 面 積 109.09 平方メートル
(現況)
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺・一部陸屋根平家建



令和 7 年（ケ）第 94 号
令和 7 年 11 月 12 日受理
令和 7 年 12 月 5 日提出
（全 2 分冊中の 2）

現 況 調 査 報 告 書 （物件 4、5）

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 4 所 在 今治市桜井団地一丁目
地 番 24番8
地 目 宅地
地 積 194.16平方メートル
- 5 所 在 今治市桜井団地一丁目 24番地8
家屋 番号 24番8
種 類 店舗・居宅
構 造 木造スレート葺平家建
床 面 積 109.09平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施（住居表示未実施地区）		
土地	物件4		
現況地目	☒ 宅地（物件4） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、物件4土地に下記物件5建物を所有し、物件4土地を占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件5		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅 ☒ 構造：木造スレート葺・一部陸屋根平家建 ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、物件5建物を居宅（空き家）として、管理占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（ 2 枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件土地の境界は明確だと思います。 3 本件建物は、昭和43年頃に店舗兼居宅として新築し、店舗部分において亡母が薬局を営んでいました。 その後、昭和45年頃に店舗部分を居間や玄関に改築し、さらに車庫や浴室等を増築しました。 同建物は、平成15年頃まで亡母が住んでいましたが、転居後は空き家です。 なお、第三者との間に貸借関係等はありません。 4 本件建物は老朽化しており、各所で雨漏りします。 また、トイレは汲み取りです。 5 本件土地の端に「お地藏さん」を2体置いています。宗教的な意味はなく、亡父が石像を据えて、そのままにしています。 6 本件売却時点の残置物については、すべて不要品として、処分していただいております。 7 北東側お隣さんのBから、本件建物を取り壊した場合、同入方の建物（以下、「目的外建物」という。）に影響がある旨の話がありました。 8 物件内で事件や事故等はありません。また、自然災害に見舞われたこともありません。
■ B (北東側隣地居住者)	1 私は、本件物件の北東側隣接地（地番：24番1）上の建物（以下、「目的外建物」という。）に住んでいます。登記簿上の所有名義は、亡父のまかもかもしれません。 2 本件土地と24番1土地との境界は、両土地間のブロック塀の中心ですが、本件建物はその境界線を越境して建てられています。 また、道路側から見ると、本件建物と目的外建物は別々の建物ですが、外壁表面にコンクリートを上塗りしている（写真18番）ため、双方の建物の境が不明確になっています。 双方の建物の建築者は、私やAの各先代であり、建築当時、双方間で何らかの約束や金銭授受等の事実があった可能性があります。しかし、先代らが亡くなった現在、それら存否及び内容については不明です。 3 さらに、本件建物を取り壊した場合、目的外建物が損傷するなど、影響がある可能性があります。 よって、本件物件につき、所有権の移転があり、本件建物を取り壊す場合、新所有者は事前に相談して欲しいと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執 行 官 の 意 見

1 本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から、2枚目記載のとおり認めた。

2 【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区分：市街化調整区域に位置している。

3 【接道等】

物件4土地の南西方において、幅員約6.2mのアスファルト舗装市道（桜井団地三本松線・建築基準法42条1項1号道路・写真20番）に、

同土地の北西方において、幅員約4mのアスファルト舗装市道（桜井団地11号線・建築基準法42条1項1号道路扱い・写真21番）に、それぞれ接面している。

4 【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件4土地は、物件5建物の敷地として利用されている。

(2) 同土地の境界は、現況上、北東辺を除き、明らかである。

北東辺の境界については、「関係人の陳述等」欄に記載のとおり、北東側隣接地（地番：24番1）に住む■Bが、具体的な境界線を主張し、物件5建物が当該境界線を越境して建てられている（写真16番）旨及び同建物を取り壊した場合、目的外建物（家屋番号：24番地1）が損傷するなど影響がある可能性がある旨述べている。

法務局には、地積測量図が備え付けられており、それらに基づき復元は可能であると思われる。

なお、法務局には、上記地積測量図のほか、地図に準ずる図面及び建物図面が備え付けられている。

5 【本件建物の状況・不具合等】

物件5建物は、全体的に経年（登記記録上：昭和43年6月21日新築、昭和45年7月31日増築）劣化を認めた。

同建物の老朽化は著しく、各所で損傷及び雨漏り痕（写真6番）が散見された。

6 【その他】

(1) さしかけが存するが、朽廃（写真12番）している。

(2) 物件4土地の南東端及び北東端に、関係人が述べた石像2体（前者につき、写真14番）が存する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過 (物件 1 ～ 5)		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 11 月 12 日 (水) 19:00-19:20	携帯電話 (全物件)	■ A から受電、電話聴き取り
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 11:40-12:10	松山地方法務局 今治支局 (全物件)	公簿公図等閲覧等調査
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 13:00-13:30	今治市役所 (全物件)	建物間取図等資料収集、公法上の規制等調査
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 13:50-14:20	物件所在地 (物件 1 ～ 3)	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 14:30-15:00	物件所在地 (物件 4、5)	物件確認、接道外観等調査、写真撮影及び隣接地居住者 ■ B と面談
令和 7 年 11 月 28 日 (金) 8:45-9:35	物件所在地 (物件 1 ～ 3)	立入調査、写真撮影、■ A と面談、評価人同行
令和 7 年 11 月 28 日 (金) 9:45-10:20	物件所在地 (物件 4、5)	立入調査、写真撮影、■ A と面談、評価人同行
令和 7 年 12 月 1 日 (月) 11:30-11:40	当庁 (電話) (物件 1 ～ 3)	今治市役所用地管理課担当者に対し、 水路上の占用使用許可に関する聴き取り調査
令和 7 年 12 月 1 日 (月) 13:30-14:00	松山地方法務局 (物件 4、5)	目的外建物に関する公簿公図等追加調査
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月13日 松山地方方法務局今治支局

ଉତ୍କଳ ଶିଳ୍ପ

(6 枚目)

圖文卷號：4-3

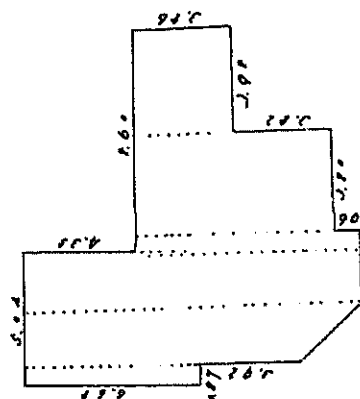
331590

家 屋 番 号	24-10
建物の所在	今治市横井田北ノ丁 24番地 8

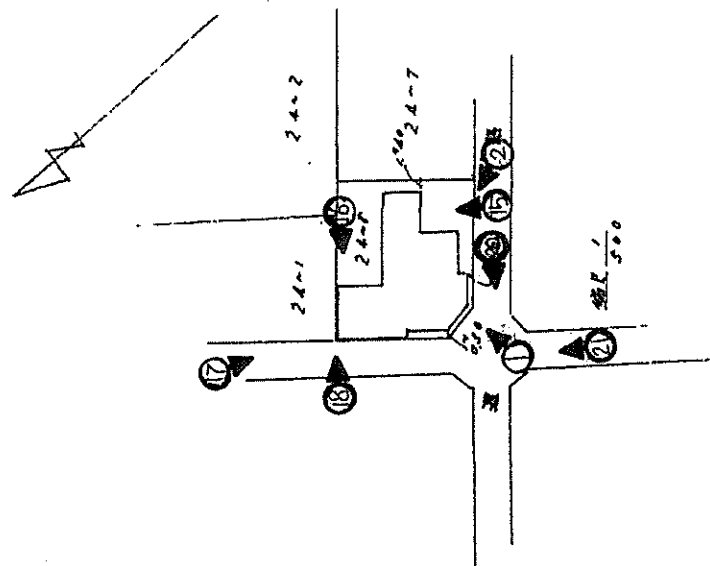
面区
面
平
物
階
建各

△ A_3 を昇

昭和 4 年 9 月 10 日



總計 $\frac{1}{200}$

$$\begin{array}{r} \text{床面積} \\ 2^0 8^0 7 \times 6^0 6^0 8 = 5^0 5^0 1^0 6 \\ \hline 2^0 1^0 1^0 \times (1^0 0^0 0 + 1^0 2^0 0) = 2^0 2^0 0^0 7^0 4^0 8 \\ \hline 2^0 0^0 6 \times 1^0 2^0 9^0 9 = 2^0 2^0 7^0 5^0 9^0 4 \\ \hline 2^0 8^0 2 \times 8^0 6^0 4 = 7^0 0^0 0^0 4^0 8 \\ \hline 3^0 0^0 0 \times 7^0 6^0 8 = 2^0 2^0 1^0 1^0 4 \\ \hline 3^0 0^0 8 \times 3^0 8^0 6 = 1^0 5^0 3^0 6^0 2^0 8 \\ \hline 1^0 0^0 9^0 9^0 0^0 0 \end{array}$$


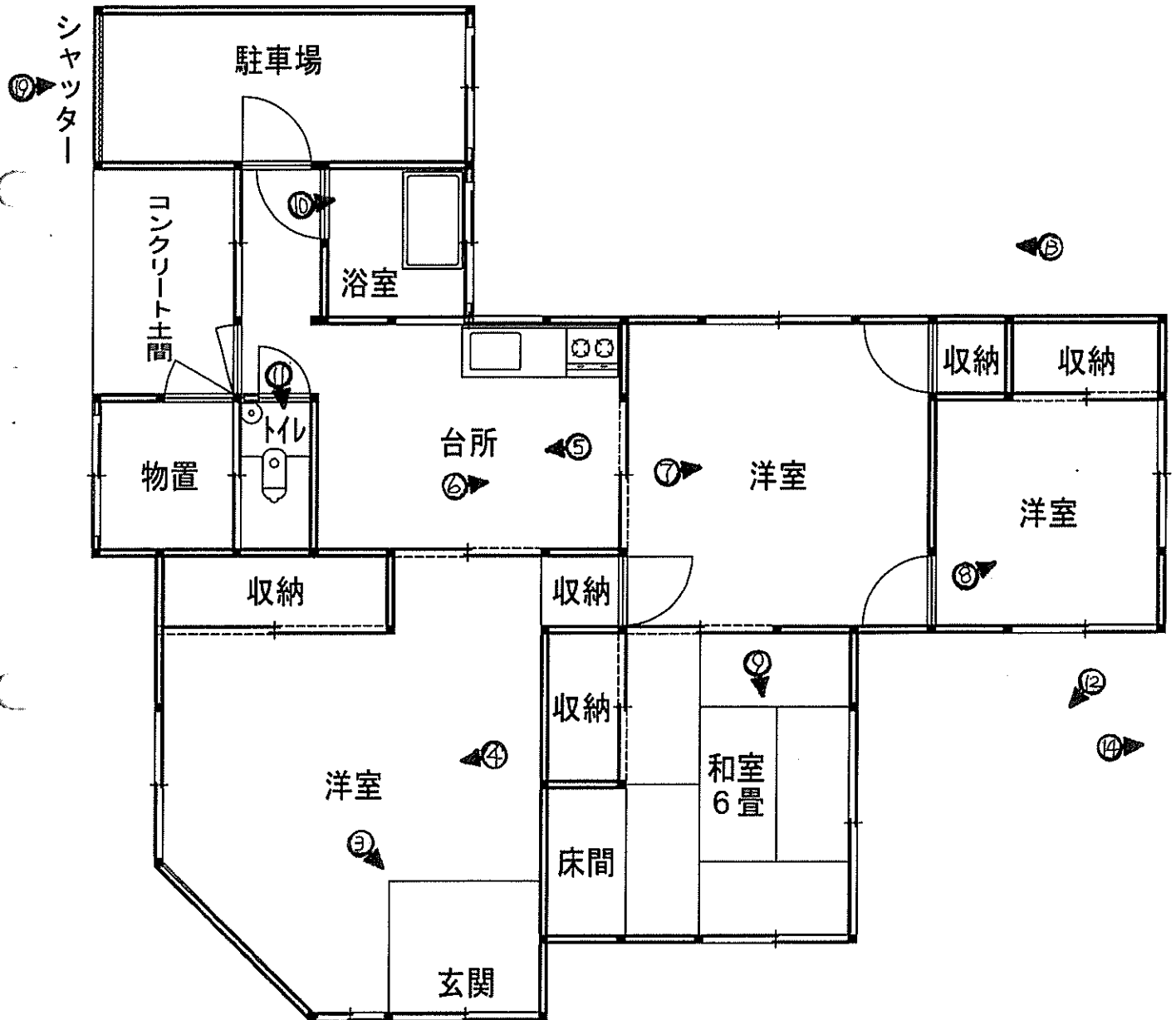
●は写真撮影方向及び番号を示す。

(愛媛縣土地家屋調査士會用編)

545.9.12
(543.7. ZUMAP)

1/	尺
----	---

建物間取図



①-⑭は写真撮影方向及び番号を示す。

1



受命物件の状況

2



物件4土地

3



4



5



6



雨漏り痕の状況

7



8



9



10



11



12

朽廃している さしかけ



13



物件4土地の状況

14



物件5建物

24-1の建物

15



L P ガス集中配管の状況

16



B主張の境界線（ブロック塀の中心）

17

24-1の建物 物件5建物



18



物件5建物と目的外建物との境付近の状況

19



駐車場の状況

20



市道
接面道路（南西側）の状況

21



市道
接面道路（北西側）の状況

令和 7 年 (ケ) 第 94 号
物件4・5

令和 7 年 11 月 28 日 現地調査

令和 7 年 12 月 6 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

渡辺正隆

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,250,000 円	
内 訳 価 格	
物件4(土地)	金 970,000 円
物件5(建物)	金 1,280,000 円

- 1 一括価格は、物件4、5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
4	所 在 地 番 地 目 地 積	今治市桜井団地一丁目 2 4 番 8 宅地 1 9 4 . 1 6 m ²	ほぼ同左
5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	今治市桜井団地一丁目 2 4 番地 8 2 4 番 8 店舗・居宅 木造スレート葺平家建 1 0 9 . 0 9 m ²	居宅 木造スレート葺・一部陸屋根平家建
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件4)

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「伊予富田」駅の南東方・道路距離約1,600m 最寄バス停「団地2丁目」の南東方・約45m(徒歩約1分) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該評価対象物件は、今治市役所の南南東方、直線距離にして約4.8km、今治市立桜井小学校の北西方、直線距離にして約2.0km付近に位置している。昭和42年頃に公的組織によって開発された今治市内では規模の大きい戸建住宅団地内に存する。区画整然としているものの、古い住宅が多く、やや衰退傾向が見られる。市内中心部まで遠く、駅や小学校までもやや遠く生活上の利便性はやや劣る。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分	市街化調整区域 (都市計画法第34条第11号条例指定区域)
	用 途 地 域	—
	建 蔽 率	70%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	—
	その他の規制	※特記事項③参照
画 地 条 件	地 積：194.16㎡ 形 状：ほぼ正方形(間口約14.5m、奥行約13.6m) 地 勢：ほぼ平坦 地 盤：普 通	
接面道路の状況	方 位：南西方 種 別：市道：桜井団地三本松線 (建築基準法第42条1項1号道路) 幅 員：約6.2m 舗 装：有(アスファルト) 歩 道：無 勾 配：無 高低差：等高～0.4m高	北西方 市道：桜井団地11号線 (建築基準法第42条1項1号道路扱い) 約4.0m 有(アスファルト) 無 無 等高～0.2m高
土地の利用状況等	物件5建物の敷地として利用されている。(現況調査報告書の記載通り)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：有 都 市 ガ ス：有(四国ガス燃料㈱によるLPガス集中配管方式) 下 水 道：なし (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	① 土壌汚染が懸念される履歴は特にない。 ② 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③ 本件土地は市街化調整区域に指定される以前の昭和42年頃、財団法人今治住宅協会によって開発された住宅団地の一画地である。	

2 建物の概況及び利用状況(物件5)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和43年6月21日新築 増築等年月日（登記記載）：昭和45年7月31日増築 経過年数：57年 経済的残存耐用年数：0年
仕 様	構 造：木造スレート葺平家建 屋 根：セメントスレート瓦葺・一部陸屋根 外 壁：堅羽目板張り・モルタルリシン吹付等 内 壁：じゅらく壁・プリント合板等 天 井：竿縁天井・敷目張り天井・吸音ボード天井等 床：畳・フローリング・カーペット等 設 備：電気設備・給排水設備・衛生設備等 そ の 他：上記の建物本体の一部と看做される付加物を含む。
床 面 積	109.09㎡
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：現況調査報告書の記載通り
品 等	劣る
保守管理の状態	かなり劣る（屋根・外壁・天井・内壁・床等に損傷が多く認められる。）
建物の利用状況	空家の状態であった。 （詳細は現況調査報告書参照）
特 記 事 項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築住宅課で調査したところ、昭和43年1月27日付第1549号にて確認申請がなされ、昭和43年6月22日付第1481号にて完了検査済であった。 又、昭和44年3月26日付第1768号にて増築の建築確認申請がなされ、昭和45年8月27日第59号にて完了検査済であった。 ③本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定はできない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ④本件土地の北東側隣接地との境界はブロック塀の中心線との説明がなされており、本件建物の昭和45年7月の増築時にこの境界ブロック塀を外壁として利用しており、結果として増築部分の壁厚の半分程度が北東側隣接地にはみ出ている可能性が高いものと判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件4）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
4	23,900	1.03	194.16	0.75	3,580,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 今治(県)－36

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $23,100\text{円}/\text{㎡} \times 99.5 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 96 = 23,900\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：標準的である。

◇ 地 域 格 差：街路条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差：画地条件等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、建物の取り壊し費用等を考慮して減価率を判定した。

(2) 建物価格（物件5 主である建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
5	151,000	109.09	0.010	160,000

ウ 現価率

- ・すでに経済的耐用年数は満了しているので、建物の状況、残存利用期間等を考慮して現価率を1.0%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,580,000	0.55	法定地上権	1,970,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	3,580,000	-1,970,000	1.00	1.00	0.60	970,000
2	160,000	+1,970,000	1.00	1.00	0.60	1,280,000
一 括 価 格 (合 計)						2,250,000

ウ 占有減価修正：修正の必要なし

エ 市場性修正：修正の必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 今治(県)－36

所 在：今治市桜井団地2丁目5番9

価 格：23,100円/㎡

位 置：伊予富田駅の南東方道路距離約1,600mに位置する。

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：212㎡

供給処理施設：水道、ガス

接 面 街 路：北西側4.0m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化調整区域

(建蔽率70%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件4 3,395,664円

物件5 904,061円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

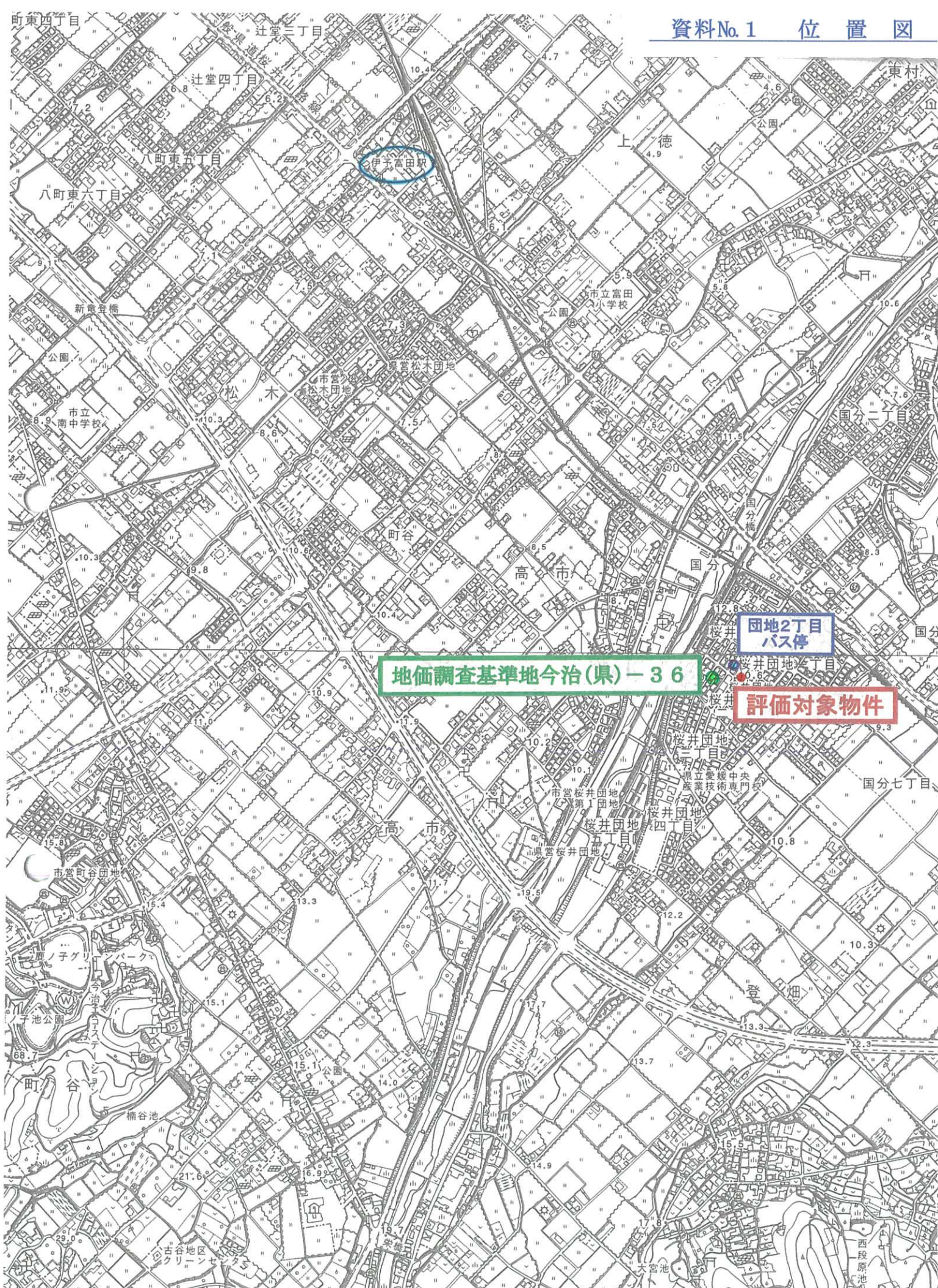
資料No. 1 位置図

資料No. 2 公図写

資料No. 3 地積測量図写

資料No. 4 建物図面、各階平面図写

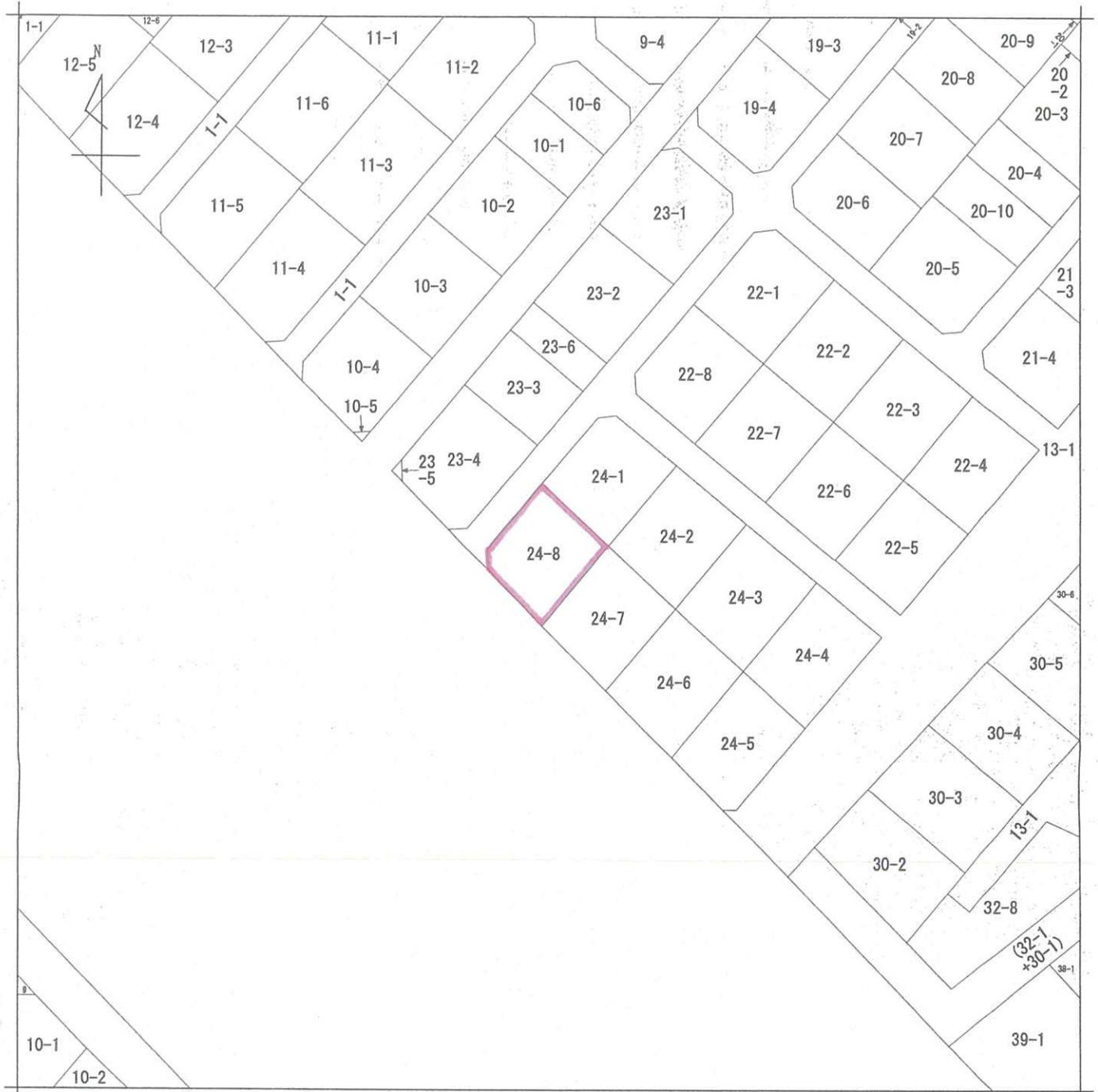
以 上





評価対象物件

イ 6-8



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	今治市桜井団地一丁目				地番	24番8			
出力縮	1/600	精度区		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月13日
松山地方裁判所今治支局
登記官

請求番号：4-1
(1/1)

用公

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月13日 松山地方方法務局今治支局

令和7年11月13日

松山地方方法務局今治支局

登記官

請求番号: 4-2

A3版をA4版に縮小



登記年月日：昭和45年9月12日

公用

331590

家屋番号	建物各階平面図
24~8	
建物の所在	今治市櫻井団地1丁目24番地8

昭和45年9月10日
製作年月日

製作
[Redacted]

